平成30年 第1回臨時会

# 上富良野町議会会議録

平成 3 0 年 5 月 8 日

上富良野町議会

# 目 次

### 第1号(5月8日)

○議	事	目	程			1
O出	席	議	員			1
〇欠	席	議	員			1
○遅	参	議	員			1
○早	退	議	員			1
〇地方	自治	法第	§121	条によ	る説明員の職氏名	1
○議会	事務	5局出	席職員	į		1
○開会	宣告	・閉	議宣告	<del>.</del>		2
○議会	運営	等詩	番般の報	告		2
○日程	皇第 1	-	会議録	署名議	員の指名について	2
○日程	2第2	2	会期の	決定に	ついて	2
○日程	第3	3	報告第	1号	専決処分の報告について(上富良野町税条例等の一部を改正 する条例)	2
○日程	2第4	Į	報告第	2号	専決処分の報告について(交通事故に係る和解及び損害賠償 の額を定めることについて)	4
○日程	皇第 5	5	報告第	3号	専決処分の報告について(交通事故に係る和解及び損害賠償 の額を定めることについて)	5
○日程	皇第 6	5	議案第	1号	泉町南団地町営住宅4号棟新築工事(建築主体工事)請負契約 の締結について	6
○日程	と第 7	7	議案第	2号	上富良野中学校外構整備工事請負契約の締結について	7
○閉	会	宣	告 …			8

## 平成30年第1回上富良野町議会臨時会付議事件一覧表

議案 番号	件名	議決月日	結 果
1	泉町南団地町営住宅4号棟新築工事(建築主体工事)請負契約の 締結について	5月8日	原案可決
2	上富良野中学校外構整備工事請負契約の締結について	5月8日	原案可決
	報告		
1	専決処分の報告について (上富良野町税条例等の一部を改正する条例)	5月8日	報告
2	専決処分の報告について (交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)	5月8日	報告
3	専決処分の報告について (交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)	5月8日	報告

#### 〇議事日程(第1号)

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について 5月8日 1日間
- 第 3 報告第1号 専決処分の報告について(上富良野町税条例等の一部を改正する条例)
- 第 4 報告第2号 専決処分の報告について(交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第 5 報告第3号 専決処分の報告について(交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第 6 議案第1号 泉町南団地町営住宅4号棟新築工事(建築主体工事)請負契約の締結について
- 第 7 議案第2号 上富良野中学校外構整備工事請負契約の締結について

#### 〇出席議員(14名)

1番	中	澤	良	隆	君	2番	畄	本	康	裕	君
3番	佐	Ш	典	子	君	4番	長名	川名	徳	行	君
5番	今	村	辰	義	君	6番	金	子	益	三	君
7番	北	條	隆	男	君	8番	竹	Щ	正	_	君
9番	荒	生	博	_	君	10番	髙	松	克	年	君
11番	米	沢	義	英	君	12番	中	瀬		実	君
13番	村	上	和	子	君	14番	西	村	昭	教	君

#### 〇欠席議員(0名)

#### 〇遅参議員(0名)

#### 〇早退議員(0名)

#### 〇地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向 山 富 夫	君副	町	長 石	田昭彦君
教 育 長	服部久和	君総	務 課	長 宮	下 正 美 君
町民生活課長	北越克彦	君 保	健福祉課	長 鈴	木真弓君
建設水道課長	佐 藤 清	君    教	育振興課	長 及	川 光 一 君
ラベンダーハイツ所長	北川和宏	君			

#### 〇議会事務局出席職員

 局
 長深山
 悟君
 次
 長岩崎昌治君

 主
 事大井千晶君

午前10時00分 開会 (出席議員 14名)

#### ◎開会宣告・開議宣告

○議長(西村昭教君) 御出席まことに御苦労に存じます。ただいまの出席議員は14名でございます。これより平成30年第1回上富良野町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、 あらかじめお手元に配付したとおりであります。

#### ◎議会運営等諸般の報告

**○議長(西村昭教君)** 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたさせます。事務局長。

**○事務局長(深山 悟君)** 御報告申し上げます。

本臨時会は5月2日に告示され、同日議案等の配付を行い、その内容はお手元に配布の議事日程のとおりであります。また、本臨時会の提出の案件は、町長から提出の議案2件と報告3件であります。なお、議案第1号及び第2号につきましては本日議案を配布させていただいたところです。

最後に、本臨時会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって議会運営等諸般の 報告を終わります。

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

**○議長(西村昭教君)** 日程第1 会議録署名議員の指名について、を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、 議長において、

12番 中 瀬 実 君 13番 村 上 和 子 君 を指名いたします。

#### ◎日程第2 会期の決定について

○議長(西村昭教君) 日程第2 会期の決定について、 を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間と いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。よって、 会期は、本日1日間と決しました。

#### ◎日程第3 報告第1号

○議長(西村昭教君) 日程第3、報告第1号 専決処分の報告について(上富良野町税条例等の一部を改正する条例)を行います。本件の報告を求めます。

町民生活課長。

〇町民生活課長(北越克彦君) ただ今上程いただきました報告第1号 専決処分の報告について御説明申し上げます。国におけます平成30年度税制改正関連法案の成立が、平成30年3月末になることから3月定例議会におきまして、上富良野町税条例等の一部を改正する条例につきまして、町長の専決処分事項として議決をいただきました。今年度の税制改正関連法案は3月28日、参議院において可決され同法案が成立し、3月31日公布されましたので、直ちに改正条例の公布をするため、平成30年4月1日に上富良野町税条例等の一部を改正する条例について専決処分をいたしましたので、御報告申し上げます。

平成30年度の税制改正においては、働き方の多様化を踏まえ、様々なかたちで働く人を応援する観点から、個人所得課税の見直しを図るほか所要の改正を行うものであり、上富良野町税条例等の一部改正につきまして、その主な改正点を御説明申し上げます。

1点目は個人住民税について、所得控除、基礎控除の額を見直しするものです。2点目は固定資産税について、土地に係る現行の負担調整措置を3年間延長するものです。3点目は地方たばこ税について、税率を本年10月1日から3段階で引き上げるものであります。また、加熱式たばこについて、国のたばこ税と同様に課税方式を見直すこととし、本年10月1日から5年間かけて段階的に移行するものです。4点目は地方税の電子化について、共通電子納税システムの導入を進めるものです。5点目は国民健康保険税について、軽減判定所得の算定金額について改正するものです。6点目は地方税法等の法令改正に伴い所要の改正を行うものです。

以下、議案を朗読し御説明申し上げます。

報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項 上富良野町税条例等の一部を改正する条例。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の 議決により指定された町長の専決処分事項について、次 のとおり専決処分する。

記。

上富良野町税条例等の一部を改正する条例 (別紙のと おり)。

平成30年4月1日。

上富良野町長 向山富夫。

1ページを御覧願います。

上富良野町税条例等の一部を改正する条例。

(上富良野町税条例の一部改正)

第1条、上富良野町税条例(昭和29年上富良野町条 例第10号)の一部を次のように改正する。

以下につきましては、条例の朗読を省略させていただき、条を追ってその主な改正点のみの説明とさせていただきますので、御了承願います。

第20条は、年あたりの割合の基礎となる日数の限定 ついて、法改正に伴う引用条項の変更及び条文の整理で あります。

第23条は、町民税の納税義務者等の規定について、 第1項は法改正による条文の整理であります。第3項は 人格のない社団等について電子申告義務化にかかる規 定を適用しないこととするものであります。

第24条は、個人の町民税の非課税の範囲の規定について、第1項は障がい者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件について125万円を135万円に引き上げるものであります。第2項は控除対象配偶者の定義変更及び均等割非課税限度額を10万円引き上げる規定の整備であります。

第34条の2は、所得控除の規定について、基礎控除 額に2,500万円までの所得要件を創設するものであ ります。

第34条の6は、調整控除の規定について、調整控除 額に2,500万円までの所得要件を創設するものであります。

第36条の2は、町民税の申告の規定について、第1項は年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しに係る規定の整備であります。第2項から第9項については施行規則改正による条文の整理であります。

第47条の3は、特別徴収義務者の規定について、法 改正による条文の整理であります。 第47条の5は、年金所得に係る仮特別徴収税額の規 定について法改正による条文の整理であります。

第48条は、法人の町民税の申告納付の規定について 申告書の電子情報処理組織による提出義務及び大法人 に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務に ついての規定並びにその他所要の規定の整備でありま す。

2ページをお開き願います。

第52条は、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金について、法改正により所要の規定を整備するものであります。

3ページを御覧願います。

第92条は、製造たばこの区分について、新たに定義 するものです。

第92条の2は、第92条の追加に伴う整理であります。

第93条の2は、製造たばこと見なす場合の規定として、加熱式たばこを製造たばこと見なす規定を追加する ものであります。

4ページをお開き願います。

第94条は、たばこ税の課税標準の規定について、加 熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法につ いて、重量と価格を紙巻たばこに換算する方式にするな どの所要の規定の整備であります。

5ページを御覧願います。

第95条は、たばこ税の税率について、現行1,000本あたり5,262円を5,692円に引き上げるものです。

第96条第3項は、たばこ税の課税免除について、条 文の整理であります。

第98条は、たばこ税の申告納付の手続きについて、 所要の規定の整備であります。

附則第3条の2は、延滞金の割合等の特例について、 所要の規定の整備であります。

附則第4条は、納期限の延長に係る延滞金の特例について、所要の規定の整備であります。

附則第5条は、個人の町民税の所得割の非課税の範囲 等について、限度額を10万円引き上がる規定の整備で あります。

6ページをお開き願います。

附則第10条の2は、わが町特例の割合について、所要の規定の整備であります。

第26項の追加は、生産性向上特別措置法に係る中小 企業の設備投資の支援として、3年間、固定資産税を軽 減する割合についてはゼロと定めるものです。 附則第10条の3は、新築住宅等に係る固定資産税の 減額の規定を受けようとする者が、すべき申告の規定に ついて、所要の規定の整備であります。

7ページを御覧願います。

第12項の追加は、バリアフリー改修が行われた劇場 や音楽堂に係る減額措置が新設されたものであります。

附則第11条及び附則第11条の2は、土地に対して 課する固定資産税の負担調整措置について、3年延長す る規定の整備であります。

附則第12条は、宅地に対して課する固定資産税の負担調整措置について、3年延長する規定の整備であります。

附則第13条は、農地に対して課する固定資産税の負担調整措置について、3年延長する規定の整備であります。

附則第15条については、特別土地保有税の課税の特例について、3年、延長する規定の整備であります。

8ページをお開き願います。

附則第17条の2については、優良住宅地の造成等の ために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町 民税の課税の特例について、法律改正に伴う条文の整理 であります。

次に、第2条から第5条については、税条例中のたば こ税に関する規定の改正でありまして、加熱式たばこの 課税標準について、見直しの段階ごとに紙巻たばこに換 算する方式を5分の1ずつ増減とすることと、たばこ税 の税率の引上げ等の所要の規定の整備であります。

第6条については、平成27年度改正において講じた 旧3級品の紙巻たばこの税率の経過措置について所要 の規定の整備であります。

次に、第7条関係です。

(上富良野町国民健康保険税条例の一部改正)

第7条、上富良野町国民健康保険税条例(昭和31年 上富良野町条例第7号)の一部を次のように改正する。 9ページを御覧願います。

以下につきましても、条例の朗読を省略させていただ きますので、御了承願います。

第2条は、課税額の規定についてであり、第1項、第 3項及び第4項は政令の改正に伴う所要の規定の整備 であります。

第2項ただし書き中は、基礎課税額に係る課税限度額の現行54万円を58万円に引き上げるものです。

第5条の2は、語句の整理であります。

第23条は、減額の対象となる所得の基準の改正により5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定に

おいて、被保険者の数に乗ずべき金額を現行27万円を27万5千円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においても、被保険者の数に乗ずべき金額を現行49万円を50万円に改めるものであります。

第24条の2については、特例対象被保険者等に係る 申告の規定で、政令の改正に伴う所要の規定の整備であ ります。

附則第1条は、施行期日について定めるもので平成3 0年4月1日から施行するものです。施行規則を別に定めている項目については、各号に定める日から施行するものです。

10ページをお開き願います。

附則第2条は、町民税に関する経過措置について定めるものです。

附則第3条は、固定資産税に関する経過措置について 定めるものです。

11ページを御覧願います。

附則第4条は、町たばこ税に関する経過措置について、 附則第5条は、手持ち品の課税の定めであり、以下、1 1頁から15頁にかけての附則第10条までについて は、町たばこ税に関する経過措置と手持ち品課税に係る 町たばこ税に関する経過措置について定めるものです。

16ページをお開き願います。

附則第11条は、適用区分を定める規定で、新条例の 規定は平成30年度以後の年度分の国民健康保険税に ついて適用するものであります。

以上をもちまして、上富良野町税条例等の一部を改正 する条例の専決処分についての報告といたします。

御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) ただいまの報告に対し、質疑が あれば賜ります。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(西村昭教君) 質問がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

#### ◎日程第4 報告第2号

○議長(西村昭教君) 日程第4 報告第2号 専決処分の報告について(交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)を行います。本件の報告を求めます。ラベンダーハイツ所長。

**〇ラベンダーハイツ所長(北川和宏君)** ただ今上程いただきました報告第2号 専決処分の報告について、につきまして御説明申し上げます。

本件は、平成29年12月26日午前11時28分こ ろ、ラベンダーハイツ臨時運転手が運転、臨時看護師が 同乗し、富良野協会病院に入院していた入所者の退院の ため迎えに行った帰りの途中、中富良野町の国道237 号道路においてタイヤがスリップし、ハンドル操作が利 かなくなり対向車線に進入し、相手車両の右側面に衝突 しました。相手車両は路肩に突っ込み、フロント部分が 路外に逸脱しました。事故当時は路面が凍結し吹雪いて おり、速度を落とし走行していましたが、タイヤがスリ ップし対向車線に進入し、相手車両の右側面に衝突し相 手車両を破損させ、相手車両の運転手を負傷させたもの であります。同乗の入所者、看護師にけがはありません でしたが、相手車両の運転手は負傷し、通院治療をして いたところであります。この事故の処理にあたりまして は、当方の車両の過失により、対向車線に一方的に進入 し相手車両の運転手を負傷させたことから、当方の過失 割合を10割、賠償金額を943,238円とし、示談 が成立したところから、平成30年4月21日付けで専 決処分を行ったところであります。

職員に対しましては運転について注意喚起をしたところであり、今後は再発防止に努めてまいります。この度の交通事故を発生したこと、深くお詫び申し上げます。 以下、朗読をし、御説明申し上げます。

報告第2号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記.

処分事項 交通事故に係る和解及び損害賠償の額を 定めることについて。

裏面を御覧ください。

専決処分書。

町が運行する車両の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年4月21日。

上富良野町長 向山富夫。

記。

- 1、和解の相手方。
- (1) 上富良野町■■■■■■■■■■■■■2、和解の内容。
- (1)上富良野町は、相手方 ■■■■■■■ に対し、金943,238円を支払う。
- (2) 相手方 ■■■■■■■ は、上富良野町に対して、本件に関し今後上記の金員を除き一切の請求をしな

V.

以上で、報告第2号 専決処分の報告についての説明 といたします。

○議長(西村昭教君) ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(西村昭教君) 質問がなければ、これをもって 本件の報告を終わります。

#### ◎日程第5 報告第3号

○議長(西村昭教君) 日程第5、報告第3号 専決処分の報告について(交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて)を行います。本件の報告を求めます。保健福祉課長。

**〇保健福祉課長(鈴木真弓君)** ただ今上程いただきま した報告第3号 専決処分の報告につきまして御説明 申し上げます。

本件は、平成30年1月22日月曜日、午後0時20 分ごろ、保健福祉課職員が町内事業所との打合せ終了後、 保健福祉総合センターかみんに戻るため、公用車を運転 し町道東2丁目通、役場前通過時に役場前通路から一時 停止せず道路に進入してきた車両に対して危険を察知 し、ブレーキを踏んだが回避できず、相手車両の前面が 公用車右側面に衝突し、公用車は道路左側の雪山で停止 したものであります。この接触事故の処理にあたりまし て、相手側が一時停止を怠ったことが主因ではあります が、公用車側にも前方不注意による確認不足があること から、過失割合を当方30%、相手方70%で示談が成 立しましたことから、町側の過失30%とし49,62 0円を損害賠償することで、平成30年4月3日に専決 処分を行ったところであります。

今後におきましては、交通事故に十分注意を払い、同じことを繰り返すことのないよう職員に指導徹底してまいります。この度の交通事故が発生しましたことを深くお詫び申し上げます。

以下、朗読をもちまして御説明とさせていただきます。 報告第3号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項 交通事故に係る和解及び損害賠償の額を 定めることについて。

裏面を御覧ください。

専決処分書。

町が運行する車両の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年4月3日。

上富良野町長 向山富夫。

記。

- 1、和解の相手方。
- 2、和解の内容。
- (1)上富良野町は、相手方 ■■■■■■ に対し、金49,620円を支払う。
- (2) 相手方 ■■■■■■■ は、上富良野町に対して、本件に関し今後上記の金員を除き一切の請求をしない

以上、専決処分の報告といたします。御承認賜ります ようお願い申し上げます。

**○議長(西村昭教君)** ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(西村昭教君) 質問がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

#### ◎日程第6 議案第1号

○議長(西村昭教君) 日程第6 議案第1号 泉町南 団地町営住宅4号棟新築工事(建築主体工事)請負契約 の締結について、を議題といたします。提出者から提案 理由の説明を求めます。建設水道課長。

○建設水道課長(佐藤 清君) ただいま上程いただきました議案第1号 泉町南団地町営住宅4号棟新築工事(建築主体工事)請負契約締結の件につきまして、提案理由の御説明をいたします。

泉町南団地新築事業につきましては、国土交通省の助成採択を受け、昭和47年度から49年度に建設された21棟72戸を平成25年から26年度に1号棟の建設が始まり、平成27年度に2号棟、29年度に3号棟が完成し、本年度におきましては4号棟の入札を今般、執行したところであります。工事内容につきましては、鉄筋コンクリート造り2階建て、1棟11戸、延べ床面積911.62㎡を建築するものであります。

工事は、建設主体工事、機械設備工事、電気設備工事の3工種を分割し、上程いただきました建築主体工事につきましては、事業審査型の条件付き一般競争入札を行い、特定共同企業体6社の参加があり、去る4月26日

に入札を行った結果、高橋・木津特定共同企業体が2億31,000千円で落札し、消費税を加えまして本日議案の249,480千円の契約金額となったところであります。参考までに2番札は、軽米・建名工建特定共同企業体の232,800千円でした。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明に代えさせてい ただきます。

議案第1号 泉町南団地町営住宅4号棟新築工事(建築主体工事)請負契約の締結について。

泉町南団地町営住宅4号棟新築工事(建築主体工事)の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

- 1 契約の目的 泉町南団地町営住宅4号棟新築工事(建築主体工事)。
  - 2 契約の方法 一般競争入札による。
  - 3 契約の金額 249,480千円。
- 4 契約の相手方 空知郡上富良野町錦町1丁目1番20号 高橋・木津特定共同企業体 代表者 高橋建設株式会社 代表取締役 北川 昭雄。
  - 5 工期 契約の日から平成31年3月15日。 以上、説明といたします。

御審議賜りまして議決くださいますようお願い申し 上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって提案理由の説明を終わります。これより議案第1号の質疑に入ります。

11番、米沢義英君。

**〇11番 (米沢義英君)** 質問いたします。その他に今 回、機械設備、電気設備等が入っているかというふうに 思いますが、どの業者がそれぞれ落札されたのか、お伺 いいたします。次にお伺いしたいのは、工事監督員にお いての工事記録の整備等がどのようになっているのか というところが非常に大事かというふうに思いますの で、この点、どの時点で、その整備等の状況等を点検さ れるのか、お伺いいたします。また同時に、その支払い 方法はどのような支払い方法を想定しているのか、お伺 いいたします。合わせて質疑応答の中に、台所における コンセント等の記号の記載の誤りがあるなど質疑応答 の中で出されておりますが、設計段階において、この部 分、いわゆる設計業者、それを点検する職員等において、 こういった誤り等というのは事前に点検されなかった のかどうなのか、ちょっと確認したいと思いますが、こ の点をお伺いいたします。

**〇議長(西村昭教君)** 建設水道課長、答弁。

**○建設水道課長(佐藤 清君)** 11番、米沢議員の4 点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、機械設備工事につきましては、有我工業所でご ざいます。次に、電気設備につきましては、鈴木電設で ございます。それと2点目の監督員、記録点検につきま しては、監督員は2名指名しておりまして、記録につき ましては、工事旬報、10日ごとの提出。それから行程 表、会議等も設定しておりますので、常に工程の管理を 行いまして遅れてる、進んでいるなどの、そういう部分 の点検をしっかりとさせていく、する予定としておりま す。次に、契約金額の支払いの部分だと思いますが、契 約につきましては、前払金制度がございますので、前払 金10分の4の支払いも可能となっておりまして、また、 中間払いも今年4月から行う予定しておりますので、1 0分の2までの支払いは可能となっているところでご ざいます。次に4点目の台所におきます質疑応答の部分 の、コンセントの部分だと思いますが、町の担当として もしっかり点検はしていますが、中々、記号が抜けてい たりという部分もございます。そういう部分につきまし ては、しっかりと点検はしているのですけれども、落ち 度があった部分もありますので、すぐに訂正しまして図 面を変えまして業者に公表しているところでございま すが、今後におきましては、そのようなことが無いよう に点検をしっかりと再度、させるようにしていきたいと 思います。以上でございます。

**〇議長(西村昭教君)** よろしいですか。他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第2号

○議長(西村昭教君) 日程第7 議案第2号 上富良野中学校外構整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。 建設水道課長。

**○建設水道課長(佐藤 清君)** ただいま上程いただきました議案第2号 上富良野中学校外構整備工事請負

契約締結の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事は平成27年度より実施完了いたしました上富良野中学校校舎耐震改修及び老朽改修工事と平成29年度より実施いたしました上富良野中学校特別教室棟改築及び老朽改修工事が平成30年2月末をもって完成しましたことから、本年度、校舎周辺整備として外構工事を施工するものであります。

工事内容につきましては、駐車場整備として普通車40台、駐輪場としまして300台分を設置し、あわせて排水整備、路盤工事及び舗装整備を行い、また神社通路横の町有地につきしましては、駐車場として普通乗用車38台分の路盤整備を行うものであります。入札にあたりましては、事後審査型条件付き一般競争入札を行い、町内業者2社の参加があり、去る4月26日に入札を行った結果、アラタ工業が55,150千円で落札し、消費税を加算しまして、本日議案の59,562千円となっております。また、参考までに2番札は、高橋建設株式会社の55,400千円でした。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明に代えさせてい ただきます。

議案第2号 上富良野中学校外構整備工事請負契約 の締結について。

上富良野中学校外構整備工事の請負契約を次により 締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取 得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議 決を求める。

記。

- 1 契約の目的 上富良野中学校外構整備工事。
- 2 契約の方法 一般競争入札による。
- 3 契約金額 59,562千円。
- 4 契約の相手方 空知郡上富良野町北町2丁目 株式会社 アラタ工業 代表取締役 荒田 陽史。
  - 5 工期 契約の日から平成30年12月10日。 以上、説明を終わります。

御審議賜りまして議決くださいますようお願い申し 上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって提案理由の説明を終わります。これより議案第2号の質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。討論を省略し、これより議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(西村昭教君)** 御異議なしと認めます。よって 本件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会宣告

○議長(西村昭教君) 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。これにて、 平成30年第1回上富良野町議会臨時会を閉会といたします。

午前10時38分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事 を証するため、ここに署名する。

平成30年5月8日

上富良野町議会議長 西村昭教

署 名 議 員 中 瀬 実

署名議員村上和子